27．個人別管理資産等の移受換状況

(1)個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・・・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・・・					

（備考）事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2)他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他（自社退職金等）
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・・・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・・・							

（備考）事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和四年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び次項の規定　令和四年十月一日

二　第三条及び附則第三項の規定　令和六年十二月一日

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、前項第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

3　第三条の規定による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令・国土交通省令第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四十一条第五項及び第四十一条の二第六項並びに宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第四条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の三**　法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物	（法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の三**　法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号の二までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号から第三号の二まで及び第八号から第十三号までに掲げるもの、建物